□発行日：2018年６月２７日　　□掲載紙：神戸新聞

セクハラのない社会へ 下

声を上げ始めた女性たち

性的な言動 仕事では不要

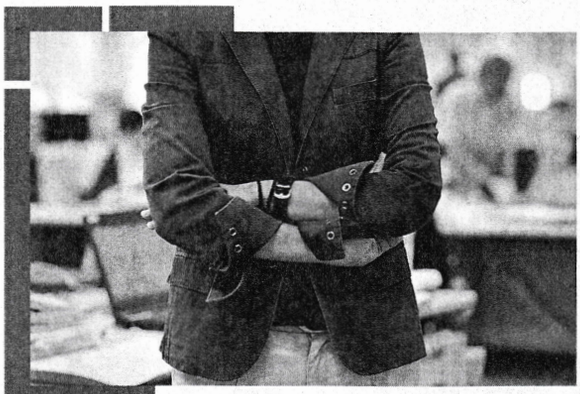

三木啓子さん

企業向けにハラスメント防止セミナーを開く産業カウンセラーで「アトリエエム」代表の三木啓子さん(58)は「セクハラは被害者と加害者という個人間だけの問題ではなく、許容する組織が問題」と強調する。

組織の姿勢を考えさせられる出来事が今春、兵庫県内の自治体でもあった。セクハラで昨年解職された男性幹部が女性職員に行ったセクハラを黙認したとして当時、女性の上司だった男性職員が戒告の懲戒処分を受けたのだ。

関係者によると昨秋、この幹部がカラオケ店で女性とデュエットした際、肩に手を回し手を握るなどしたが、同席した男性職員は止めなかった。セクハラを黙認したことで懲戒処分にするのは異例だが、女性が今も休職し、職場復帰できないことを重くみたという。

「民間では同様の処分があったが、自治体では聞いたことがない」と三木さん。セクハラを許さない覚悟を示す例として評価した。

問題と知りつつ、気になる言動を見逃す男性は少なくない。そんな時は、自分の妻や恋人、娘がそんな目に遭ったらと想像してほしい。京都産業大の伊藤公雄客員教授(男性学)は「男性全体が容認しているとみられるのも不愉快だろうし、周囲の人間関係や働く意欲に水を差すのも避けたいはず。身近な女性と何が不快かを話し合ってみては」と提案する。

メールでも

「どこまでがセクハラなんだろうね」「これからは何も言えなくなるな」

連日、新聞やテレビなどで報じられた福田淳一前財務事務次官のセクハラ問題。テレビを横目に談笑する男性の会話を耳にした30代の女性記者は「この程度にしか捉えていないのか」と落胆した。

セクハラにどういう基準があるのか分からない、という男性は多い。三木さんはまず、「どこまでがOKというのではなく、仕事上では性的な言動はすべて不要」と指摘する。

加害男性に多いのが、マッサージや肩に手を回して歌うなど体に触ることを「スキンシップ」と弁明するケース。「自分が神経質なのか」と悩む女性も多いというが「自分の体は大切なもの。勝手に入り込まれるのは嫌だと思っていい」と三木さんは助言する。

最近目立つのがメールや無料通信アプリ「LINE(ライン)」でのメッセージだ。業務の話がプライベートな話題に移り、食事の誘いなどに発展。断りづらい状況をつくる。「女性が断らなくても、自分の立場や上下関係があることを認識することが大切」

相手の言動を不快に感じた時はどうすればいいのか。はっきりと制止しにくい場合、「私」を主語にして「そんな話は嫌です」と気持ちを伝えるといいという。相手に直接言えない場合は上司に報告。業務報告と共に伝えれば、相談より心理的ハードルも低い。

それでもやまない場合は、録音やメール保存などで記録。セクハラ行為にあたるかの判断材料にできる上、何が不快だったのかを整理することにもなる。

第三者の介入

「メディアにおけるセクハラを考える会」(谷口真由美・大阪国際大准教授)の調査では、テレビ局に勤める30代の女性記者が歓迎会で、上司に「彼氏はいるか」「どういうセックスをしたのか」などと聞かれたが、周囲は注意してくれなかったとの経験を寄せた。

厚生労働省が民間企業約1700社、約4700人から回答を得た実態調査(2016年発表)では、セクハラを受けたことのある女性は約30%。うち約6割が「我慢して特に何もしなかった」と回答している。

三木さんは「第三者の介入」を重要視する。仲が良く、かわいがっているように見えても当事者間で言動がエスカレートすることも多い。もしかしてと思ったら、直接介入する▽別の人に助けを求める▽「緊急な電話が入った」と意図的に割り込む―など、自分の立場でできることから行動に移したい。

(石川　翠、片岡達美)

◇30日に記者座談会を掲載します。

この連載を読んだ感想や意見をお寄せください。住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いて、神戸新聞報道部「セクハラのない社会へ」係へ。ファクス(078・360・5501)、メール(seikatu@kobe-np.co.jp)

「個人間だけの問題ではなく、許容する組織が問題」(産業カウンセラー)

女性たちの声はどこまで届くだろうか…(撮影・後藤亮平)

□不快に感じる可能性が高い言動

- 肩を組んでデュエットやマッサージをする
- 食事に誘うなど業務外のメールやＬＩＮＥ。ハートのスタンプも×
- 性的な話題やわいせつな画像が載る雑誌の閲覧
- あだ名や「○○ちゃん」と呼ぶ。髪形や服装、化粧ばかりをほめる
- 取引先との懇親会への参加強要

□セクハラを受けたときの相手への伝え方

- 「私は」を主語に「そんな言動は不快です／仕事の話に戻りましょう／お気持ちだけいただきます」
- 「大事な話なので録音します」と、目の前にスマホを置く
- 「上司に報告します」

□その後の行動

- 上司への報告や記録、メールの保存
- 仕事の能率低下、食欲不振、不眠など不調を感じる時はカウンセラーや弁護士、公的機関などに相談

□第三者ができること

- 自分ができるレベルの行動を考える
- 「あなたは悪くない」とはっきり伝え、セカンドハラスメント(二次被害)につながるような言葉には注意
- 承諾を得て人事部門などと連携しながら迅速に相談機関につなぐ

(アトリエエム代表の三木啓子さんへの取材より作成)

(C) アトリエエム株式会社